

# 第1章 歴史文化基本構想の策定にあたって

## 第1節 背景と目的

### (1) 歴史文化基本構想とは

歴史文化基本構想は、地域に残るさまざまな歴史文化遺産を、指定・未指定にかかわらず幅広く把握し、その周辺環境までを含めて、総合的に保存・活用するためのマスタープランである。

なお、歴史文化遺産とは、歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の価値が高いと認められる文化財のみならず、相互の関係や周辺環境との関係などのもとに形成されるさまざまな価値を組み入れながら、地域の人々の暮らしのなかで大切に守り、受け継がれてきた歴史的・文化的・自然的遺産を含むものと定義する。

### (2) 策定の背景と目的

豊岡市内には、但馬国分寺跡や山名氏城跡などの史跡、出石城下町や城崎温泉街などの歴史的な町並み、出石神社や中嶋神社<sup>注1</sup>、温泉寺をはじめとした多くの社寺、豊岡<sup>きりゅう</sup>柳細工や城崎麦わら細工に代表される伝統工芸・産業、四季の祭礼・行事など、数多くの歴史文化遺産がある。これらは、円山川などの河川や玄武洞、山陰海岸ジオパークといった地形・地質、コウノトリやオオサンショウウオなど多様な生物に代表される自然環境と一体となって形成され、育まれてきた。これらの歴史文化遺産は、市民が誇りや愛着をもつだけでなく、地域のコミュニティを形成する上できわめて重要なものであり、市民共有の財産として次世代に継承していくことが強く求められている。

本市では、これまでも豊かな歴史文化遺産を伝える取り組みを実施してきた。しかし、法令に基づかない未指定のものについては十分な保護措置が取られていないことや、急速に進む少子高齢化や生活様式の変化など社会的背景の中、多くの歴史文化遺産の保存・継承が困難な状況にある。さらに、これらの遺産が十分に認知されず、地域の活性化に活かされていないことも課題となっている。そして、このような社会情勢の変化の中で、市民や専門家、行政などの歴史



写真1 円山川の流れと日本海（日高地域上空から北側をのぞむ）

注1 本書では、文化財指定名称として用いる場合は、指定名称のとおり「中島神社」と記載するが、それ以外ではより一般的な表記である「中嶋神社」を用いる。

文化遺産を活かしたまちづくりに関わる各担い手に求められる役割も変化してきている。

これらの背景を踏まえ、豊岡市の歴史文化遺産を活かしたまちづくりに関わる担い手が、それぞれの役割を認識し、連携して、歴史文化遺産を大切に守り、育み、まちづくりに活かす取り組みを推進することを目的として、その基本的な指針となる「豊岡市歴史文化基本構想」を策定する。

## 第2節 位置づけ

本市は、「豊岡市基本計画」において、「コウノトリ悠然と舞う ふるさと」をまちづくりの将来像と定め、人口規模は小さくても世界の人々に尊敬される「小さな世界都市」を目指している。

「豊岡市歴史文化基本構想」は、「豊岡市総合計画」の中の取り組み方針「人生を楽しみお互いを支えあうまち」に基づき、本市の歴史文化関連施策を展開するにあたっての基本的な考えを示すものである。そのため、歴史文化遺産の保存・活用やまちづくりを推進するためのマスタープランとして、「山名氏城跡保存整備計画」など各文化財の保存や整備に係る計画の上位に位置づけられる。また、本構想は、歴史文化の側面から、市が実施するさまざまな施策の推進を支えるものでもある。

したがって、本構想は、文化財保護法を中心とした各種法令と整合を図るのはもちろん、まちづくりなどに関わる各種計画とも調整・相互補完を図りながら進めていく方針として定める。

なお、本構想の期間は2027年3月までの10年間であり、社会情勢の変化や市民の意向などを踏まえて、内容を柔軟に見直していくものとする。

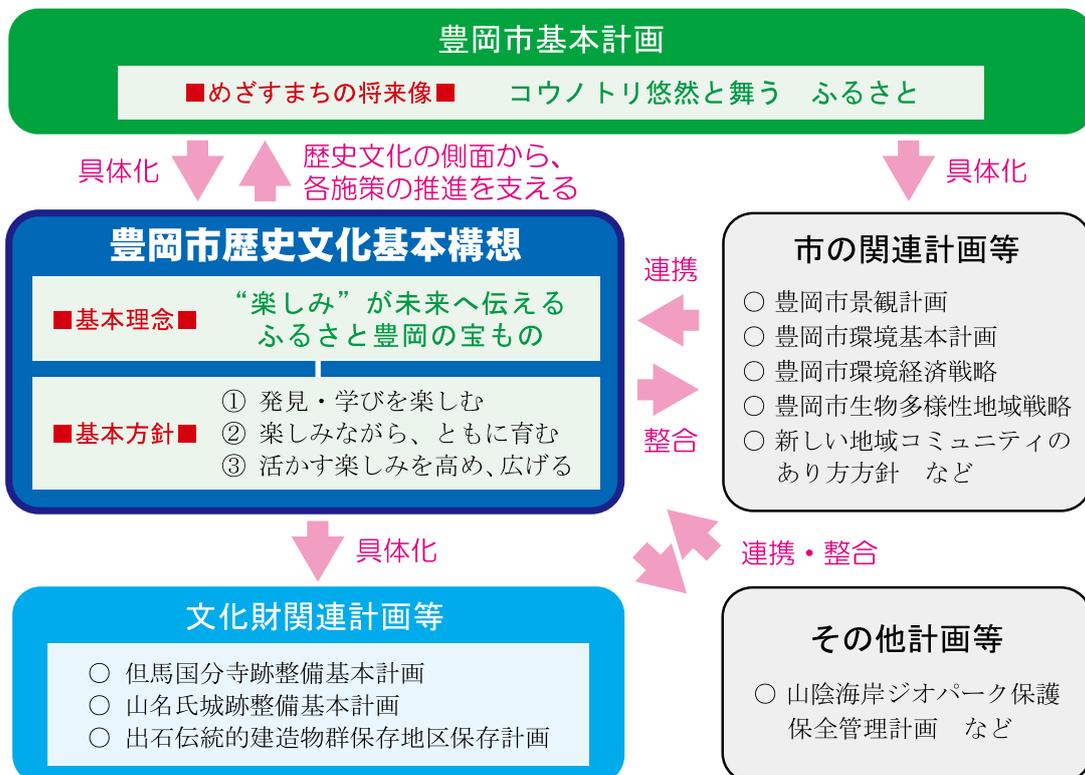


図1 豊岡市歴史文化基本構想の位置づけ